

(3) 他の事業・活動、および他の組織・団体との連携

ここまでにも何度か触れてきたように、組織的かつ戦略的な普及啓発活動の展開のためには、他の事業・活動、および他の組織・団体の活動などの活用が不可欠である。活用方法は大きく分けて以下の3つが考えられる。

ア) 普及啓発の場としての利用

他の事業や活動の場の一部を借りて、精神保健福祉に関する普及啓発活動を実施するところが考えられる。具体的には、母子保健に関する保健所の活動の場の一部を借りて母親の精神衛生に関する相談の場を設ける、あるいは介護予防の地域事業の場で精神保健に関するミニ講義を実施する、または集団健康診断の場での精神保健関連資料の配布、などが例として考えられる。

他の事業や活動を普及啓発の場として利用するに当たっては、その事業の特性を良く把握し、その特性に合った普及啓発活動を企画することが重要である。

イ) 宣伝広報への活用

他の事業や活動を通して精神保健福祉の普及啓発活動の宣伝広報を実施することは最も取り組みやすい連携である。また、イベント実施型活動の場合は当該活動の効果を最大化するために欠かせない作業とも言える。当該活動に先立って実施される、他の事業や活動、他の組織・団体の活動を良く把握し、その場を借りて当該活動の事前広報を実施する。

また、精神保健関連の団体のみならず、地域住民・教育関係者・雇用関係者・マスコミ関係者などを巻き込んだ広報活動の展開も重要である。

地域住民への周知に当たっては、活動の目標や対象に応じ、民生委員、町内会長、商工会、医師会、小中高校・大学、PTAなどへ情報を流し協力を得ることも必要である。

住民一般への広報手段としては、全国紙地方版、地元新聞、タウン誌、自治体広報誌、新聞への折り込み広告、チラシやパンフレットの配布、ポスターなどの印刷媒体の活用が考えられる。また、地方TV局やFMラジオ局など電波媒体、地方自治体やその他の組織団体のHP・メールマガジンなどの電子媒体など様々な手段の活用を考える。

さらに、普及啓発活動の事前広報だけではなく、普及啓発活動実施後に予定されている他の活動の広報を行うことも当該地域内の普及啓発活動全体の連動化・効率化のためには必要である。つまり、当該イベントの後に続く他の組織や団体のイベントの広報に協力することで、イベント参加者の関心を持続したり深めたりするきっかけになる。

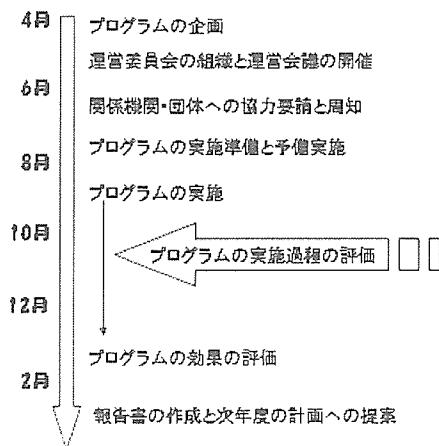
ウ) 共催・後援団体

イベントの実施に当たっては、共催・後援団体を広く求めていくことで、複数の団体から様々な形の協力を得ることも可能となる。

(4) 評価方法の選定

活動結果の評価方法は計画立案時から選定しておくことが必要である。具体的な評価方法については、6) 評価を参考に選定する。特に、資料配布型のような活動期間がある程度長期に渡る場合は中間評価を実施することも考慮する。

図1：年間計画（工程表）の例



5) 実施

普及啓発活動の実施にあたって留意すべき点は、以下の通りである。

(1) 進行管理

実施に当たっては、目的・目標を実現する方向で作業が進んでいるかどうかをチェックすることが必要である。その際、計画段階でより具体的な目的・目標が立てられているほど、活動がそれに向かって忠実に進んでいるかどうかを確認しやすい。また、活動を進め方向に迷った際も修正しやすい。

さらに、策定した年間計画(工程表)に沿って作業を進めることが重要である。特に、他の活動や事業、他の組織・団体などとの連携をタイミングのずれがなく適切に進めていくためには、スケジュールどおりに作業が進んでいるかどうかの進行管理を必ず行う。

資料配布型のような活動期間がある程度長期に渡る活動では、時期を決めて中間評価を実施することも有効である。中間評価を通して、活動の進捗やその阻害因子を分析し、活動計画の中身を改善していくことが可能となる。

(2) ボランティアの活用

参加者の視点から考えると、受身的に活動に参加するのではなく、能動的に参加することでより啓発につながると考えられる。そういう観点から、普及啓発活動の実施に当たっては積極的にボランティアを活用することが望ましい。

ボランティアとして活用が考えられるのは、地域のボランティア団体、小中高校生、大学生などであり、地域のボランティアセンターや市町村の広報誌等を利用してボランティアを公募することが考えられる。

6) 評価

実施した普及啓発活動を将来の活動へと建設的に結びつけていくためには、目標達成度や効果の判定を含む、活動の評価は不可欠である。地方自治体などの公共機関が実施する活動の場合は説明責任を果たすために評価が必要となることも考えられる。評価を行う際に必要となる視点は以下の通りである。

(1) 評価の時期

活動終了時の評価は不可欠であるが、それ以外にも、活動終了からある程度の期間が過ぎた時点で実施する事後評価も活動の効果や影響を知るために時として必要である。

また、繰り返しになるが、活動の種類によっては中間評価も有効である。

(2) 評価すべき項目

評価すべき項目は以下の3つに分類される。

ア) 活動の有効性

具体的には、把握した課題に対する効果はあったか、活動目標は達成されたか、目標達成への阻害因子があったとすればそれは何か、などが活動の有効性を考える上で評価される必要がある。

イ) 活動の効率性

具体的には、動員した人的・物的資源、経費、時間との比較からコストパフォーマンスを評価し、コストパフォーマンスの阻害因子があったとすればそれは何か、より効率的な手段はなかったか、などを評価する。

ウ) 活動のインパクト

具体的には、国や地方行政機関の政策や事業への影響、他団体の活動への影響、活動参加者や地域住民のその後の行動への影響などを評価する必要がある。なお、この場合の影響とは、正の影響ばかりでなく、負の影響も考慮する必要がある。

ただし、活動のインパクトの評価は、活動終了直後の実施は余り有効でなく、ある程度の期間が経過した後の事後評価としての実施がふさわしい。

(3) 評価指標

評価に当たっては、出来るだけ具体的な評価指標を使うことが重要である。その際、評価したい項目、およびどのような型の活動を選んだかによって、必要な評価指標は変わる。

イベント実施型の普及啓発活動の場合、目標の達成度を評価する指標として考えられるのは、参加者数、宣伝対象者のうち実際に参加した者の割合、などが挙げられる。参加者の理解度や意識なども数値化して評価できるようなアンケートの実施なども必要となる。また、年齢・性別・職業・居住地域などといった参加者の属性を把握することで、計画段階で意図していた対象との適合性を評価できる。さらには、参加者がどのような媒体を通じて当該活動を知ったのかを知ることで、広報活動の有効性についても評価できる。

パンフレットやチラシ配布型の活動の場合は、配布部数、当該地域の世帯数に対する配布部数の割合、イベント参加者の数に対する配布部数の割合、施設に設置したチラシの週ごとの減少数の変化、などが目標達成度の評価指標として考えられる。

なお、いずれの活動においても、量的な評価だけでなく、質的な評価が時に有効である。質的な評価としては、参加者の精神保健福祉に関する意識やその後の行動、参加した当事者の意識やその後の行動などを分析することが考えられる。

(4) 評価方法の選定

評価方法としては、イベント参加者数やパンフレット配布部数などの実数を測定すること、アンケート調査、内容の理解度や知識を計るテスト、対面式のインタビュー、参加者数名のグループによるディスカッションの内容分析、活動実施中やその後のエピソードなどの分析、が挙げられる。

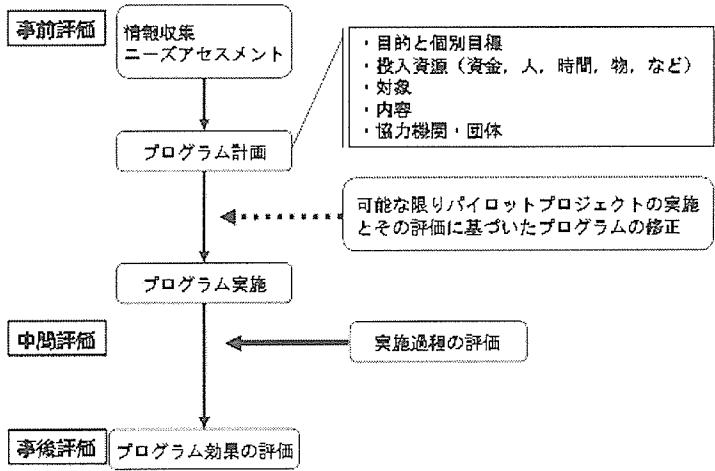
また、アンケート、インタビュー、グループディスカッションなどについては、活動の実施に当たった関係者に対しての実施も考える。

マスコミ報道のウォッチングを通して、活動の効果を知ることも重要である。

(5) 評価結果の活用

将来の普及啓発活動計画に評価結果を反映させることは不可欠である。次年度も実施されるイベントなどであれば、次年度の担当者に評価結果も引き継ぐことが必要である。

図2：普及啓発の評価



7) 情報提供・積極的な宣伝広報

活動によっては事後の情報提供や宣伝広報を実施することで、普及啓発効果をさらに高めることが出来る。事後の情報提供や宣伝広報を考えるに当たっても、その対象・方法・内容を具体的に設定する必要があるが、以下のような例が考えられる。

(1) 対象の選定

対象としては、地域住民一般、他の自治体関係者、精神保健福祉関係者、教育関係者、雇用関係者、当事者やその家族、などが考えられる。

(2) 方法の選定

方法としては、報告会の実施、自治体の広報誌への記事の掲載など印刷媒体、関連団体のホームページやメールマガジンへの記事の掲載など電子媒体、地方テレビ局やラジオ局などマスコミの活用、などが考えられる。

(3) 内容

本来の活動目的に沿った内容の情報を提供する。活動の成果として、参加者数などの量的なデータや参加者個別の感想などの質的なデータの提供が考えられる。他の組織・団体の普及啓発活動担当者に対しては、企画実施への参考資料として、実施に至るまでのプロセスも情報提供できること望ましい。

また、イベント実施型の活動であれば、当日の映像や講演の原稿、提供された資料・関連資料へのアクセスの確保も考える。具体的には、ビデオの貸し出しやウェブ上の公開、講演内容の印刷物としての保管・公開やウェブ上の公開などが考えられる。

7. 実施体制

1) 組織運営

普及啓発を推進する協議会の組織づくりにあたっては、精神保健福祉に関する既存の組織を活用したり、新規に協議会を設置していくことになり、またその規模については、全県的または地域的といった各レベルに応じた取り組みとなる。効果的に運営するために、既存のネットワークを活用し、関係者間で協議を行うことは重要であるが、いずれにしても、地域全体の取り組みとして、関係者、関係機関・団体間の共通認識を図り、連携を密

にしながら実施することが求められる。

組織の構成については、精神保健福祉センター・保健所・福祉事務所といった都道府県または市町村による機関、医療機関および福祉施設などの精神保健福祉関連のほか、教育機関、労働局や職域（企業）などの雇用関連の資源、社会福祉協議会やNPO法人などの地域活動の関連団体、健康つくり推進員などの地区組織や住民代表、マスメディアなどからの構成となる。また、このような場に、当事者および当事者家族の参加は重要である。各構成機関・者の日常の精神保健福祉活動への取り組みを把握し、常に連携することができる組織づくりが重要である。

POINT20 一組織の運営-

- ① 既存の協議会を活用しましょう
- ② 協議会の役割と活動内容を確認しましょう
- ③ 精神保健福祉領域のみでなく、教育、雇用、メディア等の関係者の参加を要します
- ④ 当事者および当事者家族の参加を要します
- ⑤ 日常業務での連携に発展させましょう

2) 地域でのネットワーク

(1) 普及啓発活動におけるネットワーク

精神保健福祉の普及啓発活動においては、地域のネットワーク構築が不可欠となる。啓発活動の実施主体やその対象がどのようなものであっても、普及啓発の到達目標が「人格と個性を尊重してお互いに支えあう社会づくり」であることを考えると、その活動は一時的で完結的なものではなく、地域と将来に根づくものとなる必要がある。こうした普及啓発活動を支えるものが地域でのネットワークである。

ア. 活動への協力者づくり

新たな普及啓発活動を地域に導入する際には、その地域の行政の責任者、教育機関、医療機関、町内会、民生委員といった関係諸機関や活動に参画する人と、計画準備段階から積極的につながりを持つように心がける必要がある。また、近隣の住民、ボランティアなども重要な人的資源でありネットワークの広がりとなる大切な存在である。こうした人に活動への協力を依頼し、情報交換をし、お互いに知り合う中でその地域にすでに存在する資源や現在もたれている認識がわかり、本当に必要とされる普及啓発活動の目標設定ができる。また、交流を通して活動の主旨を準備段階から十分に理解してもらうだけでなく、その活動の計画から携わったという実感を持つ協力者や理解者を持つことは、その活動を支える大きな柱となる。

イ. 既存の資源とのつながり

新たな普及啓発活動を既存の地域資源とどのようにつなげていくかということも、地域のネットワーク作りの大きな課題である。啓発活動はひとつの実施主体やひとつの活動単体で存在することはむしろ難しく、すでに地域にある資源と連携することが現実的である。お互いの活動の目的と機能を十分理解し、自分たちの活動に足りないものを既存の資源で補完し、連携しながら活動を進めていくことが、広い観点からは地域に根ざし、特異性を持った活動として位置づけられることにつながる。

このように活動の当初から地域の資源、関係機関、近隣住民とのつながりを持ち、地域でのネットワークをこまめに作っていくこと自体が地域での理解を進める啓発活動であり、新たな活動の障壁をより小さくし、実施を円滑にすることにつながっていくといえる。

(2) 交流事業を通したネットワーク作り

啓発活動の実践においては、当事者と地域住民の継続的で長期的な交流を通して、地域のネットワークが形作られ、強化される。

交流事業を企画して精神保健福祉に関する講演会やバザーなどを開催して地域住民に参加してもらうだけでなく、その企画の運営に地域住民の協力を呼びかけ、目的を共有して、

企画を実施することも相互の理解とつながりを形成する貴重な機会となる。また、地域で行われるスポーツやレクリエーションなどのイベントに、当事者や当事者家族の参加を促して、地域住民との交流を図ることも必要である。当事者の活動に地域住民が参加すること、地域住民の活動に当事者が参加することの双方向の交流の促進が、偏見の除去や正しい理解の促進、適切な対応の獲得、といった望ましい変化につながると考えられる。

このような関わりは、長期的・継続的に実施することが最も重要で、1回の活動で大きな成果を得ることは必ずしも必要ではない。定期的な企画を持って、ふれあいの機会を発展させていき、やがて日常的な交流や理解に至ることが期待される。

例えば図3-引用「地域における精神保健福祉啓発活動のガイドライン（全家連 日本財団）」ーのように、精神障害者の家族会や作業所など当事者とその家族の活動を中心に据えて、その活動の広がりと地域のネットワークへのつながりを考えてみるとわかりやすい。その中心となる日常的な活動だけではなく、精神疾患や精神障害に関する知識や情報を発信し、地域の人と連携して精神保健福祉活動を進めていくためのイベント活動（B）、作業所の運営や将来の活動のための収益事業（C）、施設コンフリクトの解消・偏見の解消を目指した宣伝活動（D）のように、その活動は地域に向けた広がりを持つ。

ア. 自分たちの活動を継続的に伝える

中心となる当事者の活動について地域住民の理解と受け入れを促進するために、継続的な機関紙などの発行により地域社会の中での理解の基盤を作っていくことが役に立つ。自分たちの活動を守るために閉鎖的になるようなことがないように配慮し、常に自分たちの生活や活動について情報を発信し続けることが重要である。こうした情報を通じて、地域住民はその活動の存在を知り、理解を深め足り、関心を持つようになる。

イ. 企画への理解と協力を呼びかける

日常の活動からさらに広がった、イベント（B）、収益事業（C）、宣伝活動（D）では、その計画や実施にも地域からの協力を依頼して交流を図る機会を持ち、周辺の社会資源などともネットワークを組みつつ有効に機能させていくことを心がける。

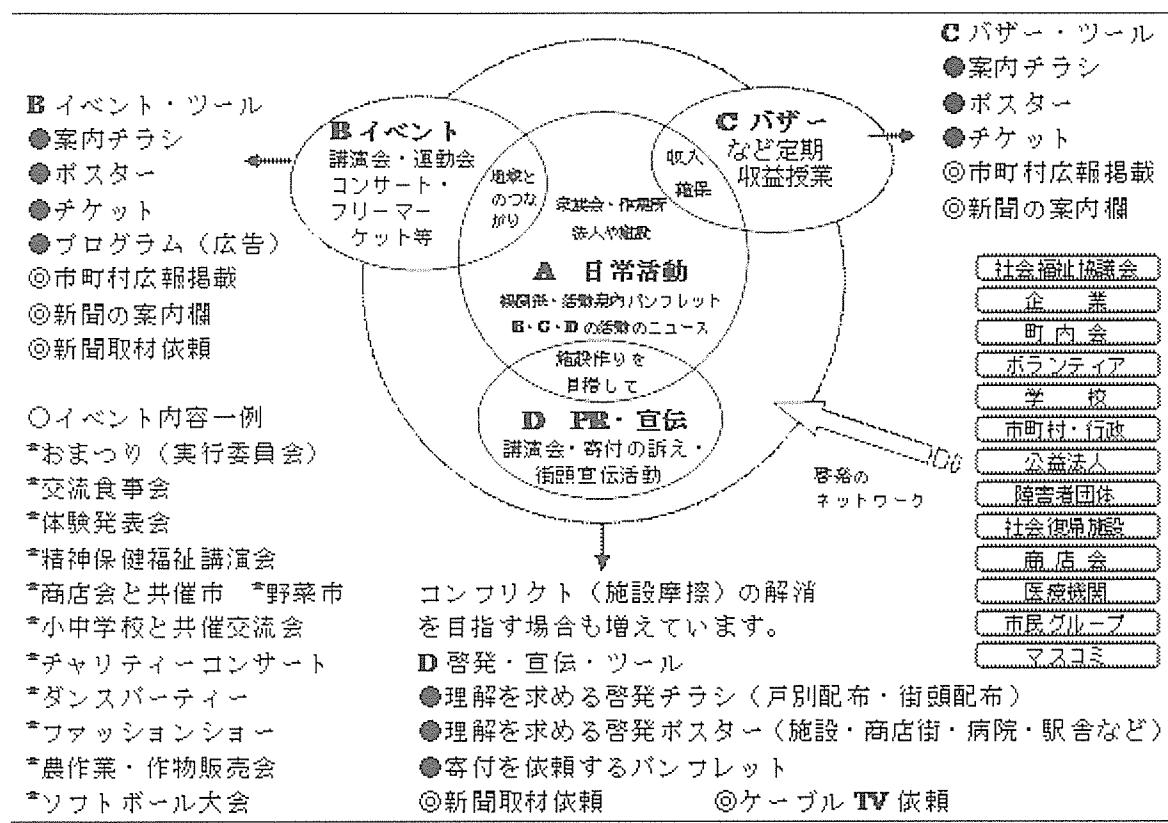
例えば、演奏会や発表会などのイベントを実施する際には、組織外からの協力者と実行委員会を設置し、そのイベントの目的と企画内容を委員会全体で共有することから始める。地域の協力者には実行委員会で決定した内容を伝え、イベントへの協力を依頼する。顔を合わせての協力依頼の中で協力者から具体的な協力提案を得ることもでき、有形無形のネットワークの芽生えとなる。地域からの協力には、イベントへの参加だけではなく、プログラムに地域の商店や医療機関法人の協力広告を依頼することや、主催者・共催者・協力関係機関を掲載することで資金面での協力を得ることも含まれる。

バザーなどの収益事業を行う際にも地域の協力体制は不可欠である。公共の場での定期的な取り組みは実施主体の啓発活動の目的だけでなく、参加する地域住民の楽しみの場として設定することも有効である。

ウ. 活動と地域との交流の機会を持ち続ける

このような緩やかな地域ネットワークの形成においては、1回の企画で大きな成果を上げることは必ずしも必要ではない。地域のネットワークの中で長く付き合いを続けられる関係作りをしていくという発想も必要である。交流を通して当事者の生活の様子を身近に感じてもらい、悩みや希望を伝えられる機会となればよい。その後、その交流から自然発的に協力者が生まれてくる可能性もある。

図3：日常活動と普及啓発ー引用「地域における精神保健福祉啓発活動のガイドライン（全家連 日本財団）」ー



8. 資材、教材等

普及啓発を行うにあたって必要となる資材や教材に関しては、その実施主体が準備することとなる。4章 対象に応じた活動で述べたように、普及啓発活動はその目標によって対象を設定し、それに応じたメッセージを選び、どのような媒体によって伝えるかを選択する。活動を行う地域特性に合わせ、実施主体の目指す啓発活動のイメージに沿って必要な資材を準備することになる。その際に十分に留意すべき点は、伝えようとしているメッセージを簡潔に整理し、対象者に十分わかりやすい表現をとることである。

実際の活動は多様であるため、既存の教材をそのまま利用することは難しいが、普及啓発活動の準備と実施をより効果的に進める上では、全国の精神保健福祉センター、各関係機関・団体のパンフレットやイベントの広報など、既存のものから自分たちの活動に適した転用可能な資材、教材、報告書を利用することも有用である。

以下に、現在公開されている情報で、地域における啓発活動の教材の参考となるものについて紹介する。

1) 啓発活動に必要な情報と伝え方の例

以下にあげるものは、啓発活動でのメッセージとなる情報を集積したインターネットサイトであり、また情報の伝え方の参考にもなるものである。

ア) 精神疾患に関する知識

- ・精神障害のアンチスティグマ研究会
(<http://anti-stigma.jp/>)

2003年1月、日本精神神経学会と世界精神医学会のアンチスティグマ活動を支援するために、学会関連の外部組織として設立された研究会のサイトである。精神障害へのステイグマを解消する手段を研究し、障害者の社会参加を促すのが主な目標で、一般市民、精神保健福祉関係者への教育や啓発活動を行っている。サイトの中では、医療関係者に

向けた情報だけではなく、統合失調症患者・家族・友人へのメッセージと、統合失調症に関する誤った認識を払拭し、事実を認識し直すために役立つような情報を掲載している。

- ・全家連のメンタルヘルス基礎講座

(<http://www.mental.ne.jp/>)

財団法人全国精神障害者家族会連合会が主催するサイトである。精神疾患についての情報だけでなく、医療機関を受診する際に生じる不安に対応して、精神科やそこで行われる治療についても紹介されている。また、家族に対しては日常生活で活用できるような本人への対応の仕方や接し方のポイントがまとめられている。さらに精神障害者が使える福祉制度についてもわかりやすく紹介され、当事者や家族の利用しやすい情報源となっている。

- ・自殺予防と早期発見に関する情報

うつ病・自殺予防：国立精神・神経センター 自殺予防総合対策センター

(<http://www.ncnp.go.jp/ikiru-hp/torikumi.html>)

自殺予防を目的に、すでに取り組まれている各地の自殺対策の情報の共有のために作られたサイトである。都道府県等の全国自治体で用いられている自殺予防教育や普及啓発の教材としてスライドやパンフレットなどが紹介されている。

- ・雇用場面における予防と対策に関する情報

財団法人健康・体力づくり事業財団

(<http://www.health-net.or.jp/rodoanzeneisei/index.html>)

(<http://www.health-net.or.jp/club/mental/index.html>)

財団法人健康・体力づくり事業財団の運営するサイトである。労働者の健康問題を扱うサイトで、メンタルヘルスに関する情報も充実している。「職場におけるメンタルヘルス対策」の目標として①ストレスの軽減と社内的な支援体制作りによる心の不健康的の発生の予防や健康の維持増進、②心の不健康状態を起こしかけた人の早期発見と援助、③病気にかかってしまった人への復職や復職後の援助、を掲げ、職場で見られるこころの病気と危険信号、周囲が注意することなど、雇用の関係者、管理監督者にとって必要な情報と対応がまとめられている。また、このサイトの中で参考プログラムとして紹介されている「メンタルヘルスチェックプログラム」ではストレスや生活習慣など、メンタルヘルスを阻害する要因のセルフチェックができ、その対策をとる必要性をイラスト入りでまとめてあり、雇用者が自分のメンタルヘルスに関心を持つことに役立つ。

- ・厚生労働省

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/>)

厚生労働省の運営するサイトで、職場におけるメンタルヘルス対策・過重労働対策に関する情報が得られる。職場におけるメンタルヘルス対策に関する指針等を掲載している。労働者の心の健康の保持増進のための指針にそった、「職場における心の健康づくり」に関するパンフレットが公開されているほか、「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き(マニュアル)」も入手できる。

2) 実際に用いられている普及啓発パネルの一例

以下にあげるものは、実際の啓発活動で使われているパネルである。啓発活動では個人の手に渡るパンフレットのような小型の媒体、ポスターのような簡潔にメッセージを伝える媒体だけでなく、このようにイラストと文字情報を組み合わせて掲示する形でのメッセージの伝え方もある。

- ・札幌こころのセンター

(<http://www.city.sapporo.jp/eisei/gyomu/SEISIN/paneru.html>)

精神保健福祉普及啓発パネルが掲載されている。こころの健康、ひきこもり、高齢者、思春期、薬物依存、制度・社会資源などについてパネル形式で、わかりやすく紹介している。

3) 本ガイドラインの作成基盤となった資料

本ガイドライン作成にあたっては、以下のような資料を参考にした。このような資料には普及啓発活動の基本的考え方だけでなく、地域での取り組みの例や、精神保健福祉領域以外での活動例も報告されており、体系だった普及啓発活動の指針となるものである。

- ・精神障害者の正しい理解を図る取り組みの組織的推進に関する研究報告書（平成17年度）
- ・心の健康問題の正しい理解のための普及啓発検討会報告書（厚生労働省）
- ・地域における精神保健福祉啓発活動のガイドライン（全家連 日本財団）
- ・統合失調症の正しい知識と偏見克服プログラム（日本精神神経学会）
- ・地方自治体のエイズ普及啓発プログラムのためのガイドライン(2005年度厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業 HIV感染症の動向と予防モデルの開発・普及に関する社会疫学的研究班 主任研究者 木原正博)

9. その他（啓発活動担当者への支援）

普及啓発活動を行ううえでは、その担当者が精神保健や精神障害に対する正しい理解をもち、自分自身の持つ偏見を取り除き、啓発活動に取り組むことが大前提となる。こうした点に配慮して、本ガイドラインで示した精神保健福祉に関する普及啓発活動を効率的に進めるためには、その推進を行う担当者に対する基礎研修、実践研修の充実を図る必要がある。また、啓発活動を行う担当者同士が活動を通して出会う困難について振り返り、必要なサポートを受けられるような体制、関係者同士のサポート体制の確立も、継続的な普及啓発活動を支える重要な課題となる。

10. 参考・引用

※1 「地域における精神保健福祉啓発活動のガイドライン」全家連 日本財団

※2 「事業主と障害者のための雇用ガイド」独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構

V 事例

事例1：対象に応じた活動① 一神奈川県鎌倉市の事例一

1. 反対運動と講演会

鎌倉市における地域精神保健福祉は不幸にして地域住民の反対運動から始まる。それは昭和56年（1981年）精神障害者地域作業所「青い麦の家」（家族会設立）の開所が朝日新聞の地方版に載った翌日から始まる。反対運動が続く中、どうしたら広く市民の方に理解を得られるか関係者が「講演会」（実行委員会方式、共催鎌倉保健所）という形で普及啓発を進めた。

昭和63年（1988年）から平成10年（1998年）で11年間11回に及んだ。反対運動も収まった頃から、エネルギーがダウンして自然消滅してしまう。地域で問題を抱えながら、試行錯誤しながら学んだ普及啓発とは「継続は力なり」、「連携して広げる」、「時代を詠む」ことと思う。現在鎌倉の地域生活サポートセンター「とらいむ」では5年継続を目指として、対象者を明解にし、テーマを決め、行政などと連携して普及啓発事業に取り組んでいる。現在は過去の体験から組織的、戦略的色合いが出て来ていると思われる。

- 当事者に向けて 精神保健福祉セミナー “病気と上手に付き合おう”
(家族会・鎌倉保健福祉事務所・「とらいむ」共催 全3回)
- 発病5年以内の家族に向けて 家族教室とワークショップ
(鎌倉保健福祉事務所・「とらいむ」共催 全8回)
- 一般市民に向けて 精神保健福祉講演会と芸術活動(ミニコンサート・絵画展など)
(鎌倉市・「とらいむ」共催 年1回)

2. 精神保健福祉ボランティア講座

鎌倉市では地域反対運動で苦労している「青い麦の家」を支える会「もぐら」（昭和63年発足）（もぐらのように目立たずに具体的なことをこつこつ続ける）は作業所が移転して反対運動が収まつたのを機に、発展的に解消した。「開かれた学習会」をと精神保健ボランティア講座開催を目標に再スタートした。平成6年に神奈川県社協ボラ講座など先駆的な実践に助けられたが、それをお手本にはしないで参考にした。あくまで鎌倉は鎌倉の現実で、主体的・具体的に考えていった。

結果を焦らず、まず「精神保健福祉への基本的知識と理解が市民の中に広がり定着すること、その土壤から個々のボランティア活動が生まれ育つことを尊重する」からの出発であった。

- 平成7年第1回精神保健ボランティア講座スタートする。
- 実行委員会方式で運営する（9団体11名）
- 運営費は各団体が無理なく出せる額でよい。（「もぐら」基本額20万円）
- 講座終了後、自主活動にどう繋げるか。
- 平成8年第2回ボランティア講座から県社協からの補助金が3年間続く。
- 第3回ボランティア講座から運営委員会発足（11団体12名）
- ボランティア講座卒業生の中から自主活動グループが育ち、実働ボランティア「グループ芽」が誕生する。

現在第12期生が修了している。この間応募人数が多く抽選の時もあったが、10期を越す頃から定員割れが出てきている。しかし1期30名の方が12回、360名の一般の市民が精神に障害のある方に出会い学ばれたことになる。運営委員会では「地域のまわりの人々、組織との連携・協働しながら生かし生かされる関係」を大切に進めてきた。ボランティアグループ「グループの芽」は「出来る事を、出来る時に、出来るだけ」を合言葉に、現在70数名の会員を持つ。作業所・グループホーム・病院・保健所の生活教室などから要請があ

れば人を派遣する地域のボランティア派遣会社の様な役割を果たしている。

神奈川県社協からスタートした精神保健ボランティア講座は、鎌倉から近隣他市に、そして全国的広がりを見せている。鎌倉で20年間代表を務めている者が「当初はいつも金太郎アメ（どこを切っても同じ顔）のように同じ人しか集まらなかったのに、最近は指先のこまかい毛細血管のように、人と人がつながってきている」と認めている。ボランティア講座も10回を過ぎると時代も変わり、応募者が減ってきていた。主婦層中心だった講座を次期からは男性・働く世代・若者世代に向けて土曜開催を考えている。

組織（運営委員会）が時代を読み戦略的に進めようとしている。

3. 当事者の力

鎌倉の街の中で、20数年前には自宅と病院にしか居場所の無かった当事者を取り巻く環境は大きく進んだと思う。これは昭和63年に施行された「精神保健法」から始まる次々の法改正の影響、特に平成7年の精神保健福祉法で精神障害者も福祉の対象に成了った事が大きかったと思う。国の施策如何によって、当事者の生活が左右されることを実感している。

今後、障害者自立支援法を「3障害を一本化し、障害を持っていても、働くことを含めて地域に中で普通に生きていくこと」がこの法律の主眼と捉えるならば、当事者にとってはこれまで以上の変化をもたらせて来ることが予想される。鎌倉は約17万人都市で、現在作業所が5ヶ所、グループホームが2ヶ所あり、小規模授産所、地域活動支援センターI型、福祉ショップがそれぞれ1ヶ所あり、延べ300人近くの当事者が働く事をも含めて地域の中で生活している。

- 地元の銘菓の箱を納品している（20年以上）——A小規模授産所
- 週2回100色の弁当を宅配している（12年間）——B作業所
- 市役所の食堂で週2回弁当を売っている（2年間）——B作業所
- 週1回生協の宅配をしている（13年間）——C作業所
- 月2日“市”を開いている（4年間）——D作業所
- ラスクを作り市内のお菓子屋さんで売っている（1年間）——F作業所
- 毎日60食のランチを完売している（9年間）——福祉ショップ

鎌倉の街の中での小さな拠点から地域に向けて様々な形で発信している。住民の反対運動が収まってから10数年が経った。平成14年に、地域活動での繋がりから地元お菓子屋さんの工場での雇用が始まった。精神障害をオープンにして特例子会社や一般事業所などでも働き始めた。この流れの中で障害者自律支援法の就労移行支援事業「就労サポートセンターねくすと」が、平成19年に立ち上がる。長年の活動の延長線上に道が開けていったのだ。当事者が地域に出て、地域の中で自然な形で働いている。

反対運動から始まった鎌倉ではあるが、いつの間にか当事者は街の中で市民権を得てきている。これ以上の普及・啓発はありえないと思う。

事例2：対象に応じた活動② 一家族会によるフリーマーケットの運営一

平成18年5月に「第10回くるしまフリーマーケット」が開催された。今治地域の精神保健福祉活動10年間の歩みは大きかったと思う。どの一步を見てもこのフリーマーケットの活動が陰で支えていたといつても過言ではない。何より大きな歩みをしたのは当事者だと思う。一緒に活動することで自信や満足感、達成感が味わえ、次の年へとつながっていく。前へ前へと歩みだした彼らこそ啓発そのものだと思う。

また、家族会運営の作業所を知ってもらおうということで始まった活動が、様々な人を巻き込み大きな渦となって地域を変えてきた。家族会の活動の中心は、作業所運営であった。平成16年には「社会福祉法人で・ふ・か」を立ち上げ、法人が家族会に代わって施設運営を担うことになった。地域で支えている人の殆どがフリーマーケットに関わった人たちだ。

「楽しい」を大切に活動をしてきたが、関係者から「ただのお祭り騒ぎにしか過ぎない」「休みの日に業務以外ではいやすなどと非難や批判も多かった。ただ、市民からは毎年開催の問い合わせが多く、インフォーマルな協力者が増えたのは少しずつ市民参加型のイベントになってきているのではないだろうか。

1日のイベントとはいえ事務局は1年近くの歳月をかけて準備をしなければならない。平成18年10月に障害者自立支援法が本格施行され、移行を迫られ業務に終わられる日々である。また、10年開催してきたこのフリーマーケットのあり方や方向性を見直す期間ということで19年度の開催は休止しているが、必ず20年度は開催するということで19年度も実行委員会は継続して行うこととなっている。

事例3：全国的な取り組み① 一ころに平和を実行委員会—

「一ころに平和を実行委員会」は、精神障害者の絵画等による表現活動を発掘・収集し、また、その活動を行う個人やグループの活動を支援することなどによって、精神障害者の絵画等による表現活動の可能性を開くとともに、社会、精神保健活動、芸術活動との間に、相互発展的な関係をもたらすことを目的に結成された組織である。平成9年以降8年間の活動経過を経て、平成16年4月に正式に全国組織化した。

具体的な活動としては、精神障害者の絵を使った「一ころに平和をカレンダー」の制作及び販売、カレンダー原画展の開催、精神障害と表現をテーマにした展覧会の開催等がある。これは芸術を通して精神障害者の社会参加と精神障害に対する理解、また精神障害者と地域住民の相互理解を、絵画など人間の内面の表現によって推し進めるためのものであり、相互の普及啓発活動である。また、これまでの活動の中で病院等に放置され、破棄されてきた多くの作品を目の当たりにするにつけ、そのような過去の遺産の保存と整理についても、今後の課題として早急に取り組まなければならないと考えている。

活動歴

- 1997年：高知県立精神保健福祉センターの協力を得て、精神障害者の絵画等による表現活動を発掘・収集する活動を開始。
- 1998年：高知県の精神障害者の絵画作品を使ったカレンダーを制作・販売、原画展を開催。以後、カレンダーは毎年製作。
- 1999年：岩手、千葉が参加、3県となる。以後、神奈川、福岡、大阪等が参加、現在は5府県。
- 2001年2月：高知県香美立美術館で発掘・収集された絵画作品などをもとに初の展覧会『精神障害と絵画-なぜ絵を描くのだろう？』を開催。(出展者36名、出品点数約300点)10月、埼玉県大宮で開催された公衆衛生学会で作品を展示。(出展者10名、品点数約30点)
- 2003年：美術手帖(美術出版社刊)2月号の特集『心の秘密-アートの衝動』に3名の作品(7点)が紹介される。
- 2004年：将来の精神障害者アートの拠点施設設立を目的に会則を作り「一ころに平和を実行委員会」を全国組織として発足。10月、初の全国規模の展覧会、精神障害と絵画『なんやろ 絵 なんやろ』展を開催。同じく神戸で開催された第18回世界社会精神医学会会場で、カレンダーの原画等を展示。
- 2005年10月：神奈川県鎌倉市生涯学習センターにおいて、精神障害と表現「ふとしあわせ」展を開催。(出展者31名、出品点数200点以上)12月、大阪で開催された精神科リハビリテーション学会に参加カレンダーの原画を展示。
- 2006年10月：盛岡市で『ぬくたまり IN もりおか』を開催。11月、東京で開催された第49回日本病院・地域精神医学会総会で『精神病院と絵画 時代と表現』を開催。

事例4：全国的な取り組み② 一全国障害者スポーツ大会一

1. 現在までの精神障害者スポーツの動向

一昔前まで日本での精神障害者スポーツといえば、精神科入院患者の余暇充実やリハビリテーションを目的とするものがほとんどだった。ところが、最近では入院施設でのスポーツは下火となり、外来通院患者やリハビリテーション施設通所者のスポーツが活発化している。日本精神保健福祉連盟では、平成11年度より連盟内に設置された「障害者スポーツ推進委員会」が中心となって精神障害者スポーツ推進に関して研究・実践活動を繰り広げている。

平成13年度には、宮城県で開催された第1回全国障害者スポーツ大会(身体障害者と知的障害者が初めて合同で実施)に先立ち、9月20日に仙台市において第1回全国精神障害者バレーボール大会が開催された。6人制バレーボールのルールを原則とし、使用球のみソフトバレーボールを使用するものである。日本における全国レベルでの精神障害者のスポーツ大会としては初めてと考えられ、画期的な出来事である。

平成14年度においては、全国精神障害者バレーボール大会を全国精神障害者スポーツ大会と名称変更して計画が進められ、第2回全国障害者スポーツ大会のオープン競技として精神障害者のためのバレーボールが正式競技種目となり準公式参加を果たせた。また、全国8ブロックに分けてバレーボール大会の開催も始められ、全国精神障害者スポーツ大会への予選を兼ねるとともに、精神障害者スポーツの底上げを図ることができた。

こうした活動の積み重ねによって、平成20年に大分県で開催される全国障害者スポーツ大会から精神障害者バレーボールの正式競技化決定されるに至った。

2. 日本での精神障害者スポーツの課題

1) スポーツの目的・意義づけ

精神障害者スポーツの振興が当事者のQOLを向上させるとともに、精神障害・精神障害者への偏見・誤解を除去する啓発効果があるのは間違いない。娯楽性重視の立場から、障害に見合ったルールの簡略化を求める声がある一方で、競技性重視立場から競技の厳格運用こそが真のノーマライゼーションにつながるという意見も少なくない。他障害の例をみると、当初は娯楽性が優先され、次第に競技性が重視されるようになった経緯があり、精神障害者スポーツの目標をどのレベルに設定すべきか検討課題である。

2) 参加者のプライバシー保護の考え方

精神障害者のプライバシー確保に細心の配慮が求められるのは論を待たないが、何でも隠すという発想は通用しなくなりつつある。全国障害者スポーツ大会のオープン競技への参加に際しては参加者名簿の提出が原則で、氏名などが明示される。さらに、啓発普及効果を考えた場合、積極的にマスコミなどに取り上げてもらう必要がある。また、他の障害者との一緒に参加となれば、精神障害者だけ撮影しないといったことは不可能に近く、むしろ、こうした対応をマスコミ関係者に要望すること自体が、逆差別につながるという意見も少くない。当事者はもちろんのこと、家族の意識改革が求められている。

3) 公式大会参加資格をめぐって

現時点での全国障害者スポーツ大会への参加資格は、大会規定により16歳以上の障害者手帳所持者となっており、精神障害者の参加に関しても精神障害者保健福祉手帳(以下、手帳)所持者となる可能性が高い。しかしながら、他障害者と比較して手帳所持率が低い現状を考慮すると、手帳所持者と限定すべきか検討する必要がある。他障害とのスポーツ大会の合同開催時はもちろんのこと、将来的には国際間交流においても、参加資格の明確化を視野に入れたい。

4) 運動効果に関する医学的検証

スポーツ活動がさまざまな形で障害者にメリットをもたらすことは論を待たないが、その効果の科学的検証は不十分である。平成15年9月に日本スポーツ精神医学会が設立され、精神障害者スポーツに関する本格的な精神医学的研究も始まった。

5) 他の障害との連携・協働

3 障害合同の活動はスポーツ領域に限らず増加すると予想される。他障害を含め当事者・家族・関係者間で意見交換をはかりながら、さまざまな意見集約しつつ、障害者の権利擁護と真のノーマライゼーションを目指していく必要がある。

事例 5：精神保健福祉全国大会

第 54 回精神保健福祉全国大会 開催結果報告

I 大会概要

- 1 開催日 平成 18 年 10 月 24 日（火）
- 2 開催地 幕張メッセ国際会議場（千葉市）
- 3 主 催 厚生労働省、（社）日本精神保健福祉連盟
- 4 共 催 千葉県、千葉市、千葉県精神保健福祉協議会、日本精神科病院協会千葉県支部、千葉県精神神経科診療所協会、
- 5 後 援 最高裁判所、障害者施策推進本部、警察庁、法務省、文部科学省等
- 6 大会テーマ
「活かそう！人の「福祉力（ちから）」地域の「福祉力（ちから）」～誰もが、ありのままに・その人らしく、地域で暮らすために～」
- 7 大会プログラム
 - (1) 記念式典
厚生労働大臣表彰ほか（受賞者 120 名）
 - (2) アトラクション
障害当事者による演奏、踊り（4 団体）
郷土芸能（1 団体）
 - (3) 記念講演
テーマ「入院中心の医療から地域ケアへ」
－その転回点を探り、これから的精神保健医療福祉を考える－
講演者 国立精神・神経センター精神保健研究所名誉所長 吉川武彦
 - (4) シンポジウム
テーマ「できることから始めよう！誰もが暮らしやすい社会の実現に向けて」
コーディネーター（社福）ワーナーホーム 理事長 寺田一郎
シンポジスト 当事者、家族、支援者（計 6 名）
指定発言者 国保旭中央病院 精神神経科主任部長 川副泰成
- 8 当日参加者数
2,035 名（県内 1,682 名、県外 353 名）

II 大会に向けた準備

1 組織

千葉県では、千葉県精神保健福祉協議会が精神障害に係る普及・啓発活動の中心的役割を担っていることから、全国大会の開催に向けた検討及び運営に関しても、同協議会が行うこと通しました。

大会に向けて設置した組織は、事務局、大会運営委員会及び大会実行委員会の 3 組織です。

①事務局

大会の庶務及び会計処理を行う。

事務局員：県障害福祉課職員、県精神保健福祉センター職員、千葉市障害者自立支援課職員等 計 13 名

②大会運営委員会

大会の企画及び運営に関する実行組織

委員：千葉県精神保健福祉協議会の理事選出団体から構成 16 名
(構成団体)

日本精神科病院協会千葉県支部、日本精神科看護技術協会千葉県支部、千葉県精神障害者社会復帰施設協議会、千葉県医療社会事業協会、精神科医ネットワーク・ちば、

千葉県精神科病院事務長会、千葉県看護協会、千葉県精神障害者共同作業所連絡協議会、千葉県作業療法士会、心のボランティア・ちば、千葉県精神障害者家族会連合会、千葉県精神保健福祉士協会、千葉県精神神経科診療所協会

③大会実行委員会

大会の企画及び運営に関する決定機関

委員：厚生労働省職員 等 26名

2 大会開催に向けての主な検討事項

大会開催に向けた企画・立案の実務については、大会運営委員会において協議し、その案を作成の上、決定機関である大会実行委員会に諮りました。

なお、大会開催に向けての全体の管理スケジュールは別表のとおりです。

○大会運営委員会の開催状況平成18年3月から11月までの間、勤務時間外である夜間に委員に参集していただき、計9回開催しました。

主な協議・検討内容は以下のとおりです。

①大会のプログラム構成

全国大会の特徴として、厚生労働大臣表彰などが組み込まれていることから、午前中は、記念式典とアトラクションを、午後から記念講演並びにシンポジウムを行うというプログラム構成案で委員の意見の一致を見ました。

②大会テーマの設定

大会テーマについては、各委員が案をそれぞれ持ち寄って意見交換を行いましたが、調整が難しく、6月の第4回目の委員会でようやく決定しました。

最終的に決定されたテーマは、千葉県の地域福祉支援計画及び障害者計画で提言しているテーマと同様となりました。(千葉県が提言している運動を全国の皆様に知っていただく良い機会と捉えました。)

③記念講演のテーマ及び人選

記念講演の講師の人選に当たっては、精神に関する専門家とすべきとする意見と広く一般の参加を呼びかけるために著名人のほうが良いのではとの意見に分かれましたが、精神に関する大会である趣旨に鑑み、テーマは精神障害に関するもの通し、講師についても精神障害の専門家に講演を依頼することとなりました。

④シンポジウムのテーマ及び人選

シンポジウムの発言者については、障害当事者で、今までの県下のイベント等において積極的に活躍している方々が多くいることから、当事者を中心に入れることで当初から委員の意見の一致を見たところであり、テーマも必然的に障害者が地域で暮らしていくためにというものとなりました。

⑤アトラクションの内容及び演者

千葉県でも、当事者グループでの楽器演奏や踊りなどが活発に行われており、これらの方々にとって全国大会という場で披露することで今後の励みにもなるものと考えられたことから、関係団体に出演を依頼することとなりました。

また、併せて、千葉県の郷土芸能についても演目に加えました。

⑥広報活動

広報活動としては、ポスター、ちらし等の作成をはじめ、以下の取り組みを行いました。

- ・ ポスター作成配付 2,500枚
- ・ らし作成配付 12,000枚
- ・ 千葉県ホームページ掲載
- ・ 県民だより記事掲載
- ・ ちばテレビにインフォメーションを放映
- ・ FMラジオによる放送

- ・ 幕張メッセホームページ掲載
 - ・ 報道機関へのお知らせ文書送付
- ⑦作業所の協力及び作品展示等の募集
県内の作業所及び医療機関等の協力を仰ぎ、作業所等で作られた製品を大会参加者に記念品として配布しました。
また、大会当日には、45 作業所等が作品展示を行いました。
- ⑧大会当日の役割分担、応援体制
当日は、17 の業務分担に分け、それぞれマニュアルを作成し、ボランティアを含む総勢 161 名のスタッフで運営に当たりました。
- (業務分担)
総務、舞台進行、総合司会、手話通訳、表彰介添え、記録、控え室案内、会場案内、受付、接待、舞台装置、作品展示、駐車場、運搬、駅周辺案内、昼食、救護

III 大会を終えての反省点・今後の課題など

大会を引き受けての感想として、まず次の 2 点が今後の普及・啓発活動の充実に向けての大きな課題ではなかろうかと考えています。

①一般の方にどうしたら参加していただけるか？

日頃は直接的に精神障害に関わっていない一般の国民、県民の方の多くの参加をいかにしたら募ることができますか、その具体方策の検討が必要。

今回の大会においても 2 千人を超える参加者がありました。一般の方の参加はごく少数だと感じられました。

②事業評価の手法は？

今回の大会の開催に当たり、予算面においてもその確保に大変苦労しましたが、どのような事業効果があったかを評価する手法が分からず、苦慮しています。今後、普及・啓発活動を一層充実させていくためには、その事業評価手法についても検討する必要があると感じています。

IV 大会を終えての第 9 回運営委員会における反省・意見等

(総括)

- ・ スタッフの皆さんのが運営に慣れており、さすがに県事業として実施しているフェア、フェスティバルで回を重ねていると感じた。

(シンポジウム担当)

- ・ 内容はシンポジストの方におまかせして、期限前に提出していただいた。
- ・ 県が、事前にパワーポイントをシンポジスト全員に送ってくれていたので、お互いがどういう話をするかが事前にわかっていたのでよかったです。

(作品展示運搬担当)

- ・ スタッフのおかげで特段問題もなく搬入出ができた。
- ・ 「心のボランティア・ちば」からの感想（意見）として、ハンドベルが一生懸命でよかっただが、2 団体の曲がダブっていたのが残念だった。
- ・ サブ会場の照明が暗く、その部分の展示ブースが見づらかった。

(作品展示担当)

- ・ 展示ブースの場所によって不公平感があった。
- ・ サブ会場の照明が暗かったため、途中から明るくしてもらった。
- ・ 人が流れていなかったため、サブ会場前で声かけをしたが、案内板を準備しておけばよかったと思った。

(会場案内担当)

- ・ 来賓、受賞者等の到着が遅れたため、最初の段階で混乱があった。
- ・ メイン会場内の動きがつかめず、スケジュール表を見ながら、途中で会場内を確認しな

がら、調整指示していたが（参加者を入れてよいのか等）うまくいかなかつた部分があつた。

- ・女性用トイレ内部に女性スタッフを配置したが、どうしても行列になつてしまい、混雑に対応しきれなかつた。

（舞台装置担当）

- ・オリエンテーションが長引いて、式典のオリエンテーションに食い込んでしまひ、受付から、受賞者を入れるのを少し待つてもらつた等、出だしから混乱してしまひ。
- ・舞台裏がなく、会場が広いため、舞台反対側への連絡が大変だつた。トランシーバーが入る時と入らない時があり、行き違いを与えることがあつたように思ひ。
- ・アトラクションの団体を楽屋が空く前に連れてきてしまひ、戻つていただくなど、右往左往させてしまひ。
- ・進行がかなり押せ押せになり大変だつた。

（舞台装置担当）

- ・雨天時を想定したマニュアルを検討しておいたほうがよかつたと思ひ。
- ・かなり混乱していたが、受付の方が臨機応変に対応してくださつて助かつたが、接待担当と受付担当のトランシーバーによる悲鳴に近いやり取りが続いていた。
- ・アンケートの意見にもあるが、多数の学生が授業の一環で参加してゐたが、集合するまで受付前でたむろされ、会場内での態度には目に余るものがあつた。今後の受け入れを検討してはどうか。

（アトラクション控え室担当）

- ・当日スタッフは全体が見えていないので、本来業務を伝える具体的な指示が必要である。
- ・持ち場を離れてしまつたり、業務がダブつてしまつたりということが見受けられた。
- ・御弁当が届かず、各スタッフのスケジュールを狂わせてしまひ。

（受付担当）

- ・表彰状と記念品を渡す時など、表彰者の方に名札があるとよかつた。
- ・前日に、受付業務と表彰者の案内くらいはリハーサルをやっておけば上手くいったのではないか。

（控え室案内担当）

- ・来賓、受賞者の出足が悪かつたため、受付で滞るといったことはなかつたが、エレベーターでの案内がうまくいっていなかつた。（EVを上がって2Fの出口に案内の人のがいなかつた。）
- ・アトラクション団体の待ち時間が長かつたので、当事者がそわそわして、昼の薬の心配をしていた。

（搬入・搬出駐車場担当）

- ・集合を早くしたが、県職員スタッフの顔がわからなかつたため、ミーティングまでに時間がかかり、バタバタしてしまひ。
- ・建物の関係か、トランシーバーが通じないことがあり、中継して繋いだこともあつた。
- ・当日は荒天で気温が低かつたが、防寒着の準備不足があつた。雨具のサイズがあわなく、着られない人がいた。
- ・作業資料が雨で濡れてよく見えなくなつてしまひ。

（受付担当）

- ・受付名簿の差し替えがあつたことが伝わつておらず、接待との間でごたごたした。
- ・記章の色、大きさ（赤の大小、白の大小）が分かりにくかつた。
- ・前日のリハーサルは出来る体勢ではなかつたが、照明は見ておくべきだつた。
- ・雨バージョンのマニュアルを検討しておくべきだつた。

（総務担当）

- ・手話通訳の方にスポットが当たつていなかつた。事前にスポットの確認をしておくべき

であった。

(進行担当)

- ・荒天のためか来賓の集まりが悪く、開会が5分くらい遅れ、あいさつ等で更に予定時間オーバーしてしまった。
- ・前回大会を参考にスケジュールを組んだが、来賓の人数もかなり違うので、もう少しタイムスケジュールを綿密に組んでおけばよかった。
- ・最悪の事態も想定して準備しておかなければならないと思った。
- ・運営委員の皆さんには、毎年「心の健康フェア」をやっているので、その場で判断して動いていただいたので助かった。